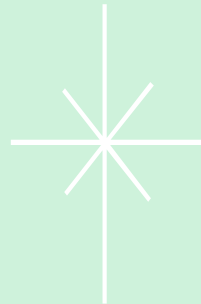


草加市市民活動災害補償制度 ご案内



(平成28年4月1日から適用)

補償制度の目的

近年、福祉活動や国際交流などの様々な分野において、市民の自主的な活動が活発になってきています。これらの活動をささえている市民団体等はまちづくりの貴重なパートナーとして大きな役割を果たしています。

しかしながら、これら市民団体等の活動中に不幸にして事故が起きてしまった場合、団体の指導者や責任者が損害賠償の責任を問われたり、参加者が傷害による負担を負ったりすることになり、今まで築きあげてきた善意の活動が停滞し、損なわれることにもなりかねません。

「草加市市民活動災害補償制度」は、市民活動中に生じる事故による負担を軽減するとともに、指導者及びボランティア参加者が安心して活動できるように補償することで、市民の諸活動を支援していくものです。

用語の定義

(1) 市民団体

市民により自発的、自主的に構成された、市民活動を行う団体及びその指導者若しくはその構成員をいいます。

(2) 市民活動

市民団体又は市民活動実践者及び参加者が無報酬（実費弁償を含む。）で行う、地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動及び国際交流活動等の社会的活動並びにその他市長が認める活動であって、継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接的活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。）をいいます。

(3) 指導者

市民団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者、市民団体の構成員に対して技術的指導を行う者及びこれらに準ずる者をいいます。

(4) 市民活動実践者

一私人として市民活動を実践している者をいいます。

(5) 参加者

市民活動に対し、事前にボランティアとして活動に参加することの申し込みを済ませている者、又は市民活動を成立するために必要不可欠な者をいいます。

イベント等への観客、見物人等は含みません。

(6) 公益法人

草加市では、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、社会福祉法人草加市社会福祉事業団、公益財団法人草加市体育協会、公益財団法人草加市文化協会及び一般社団法人草加市コミュニティ協議会をいいます。

対象となる活動

市に登録された団体及び市民活動実践者が行う無報酬（実費弁償程度を含む）で継続的、計画的又は臨時の公益性のある直接的な市民活動です。ただし、政治・宗教・営利を目的とした活動は除きます。

活動の具体例

(1) 地域社会活動

- ・美化清掃活動 ・交通安全活動 ・防犯活動 ・防火活動 ・募金活動
- ・害虫防除など衛生活動 ・コミュニティ活動 など

(2) 社会福祉活動

- ・食事サービス ・施設の慰問、援助 ・手話通訳 ・点訳 ・朗読テープ吹込
- ・障害児保育 など

(3) 健康づくり活動

- ・歩け歩け運動 ・食生活改善 ・健康体操普及 など

(4) 環境保全活動

- ・自然保護 ・環境学習 ・地域生態系調査 ・リサイクル運動 ・ごみ減量
- ・緑化活動 など

(5) 青少年育成活動

- ・スポーツ教室 ・伝統文化の継承 ・子ども会 など

(6) 国際交流活動

- ・国際文化交流 ・通訳ボランティア ・外国語講座 ・日本語講座 など

(7) その他の活動

- ・自主防災活動 ・消費者保護 ・自然食普及 ・平和の推進
- ・男女共同参画社会の推進 など

補償制度の内容

- ※ 市民活動災害補償制度は、損害賠償責任事故、傷害事故及び特定疾病事故の3種類の補償から構成されており、市が損害保険会社と契約を締結します。
- ※ 損害賠償責任事故の対象者は、市民団体及び市民活動実践者になります。
- ※ 傷害事故及び特定疾病事故の対象者は、市民団体の指導者及びその構成員若しくは市民活動実践者又は市民活動への参加者になります。
- ※ 事故の内容によっては、必要に応じて契約損害保険会社が調査を行います。

(1) 損害賠償責任事故

市民活動中に、市民団体等が管理監督の不手際や指導、誘導のミスなどの過失により当該活動の参加者や第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故による負担を補償するものです。

区分	市民団体		市民活動実践者	
	免責金額	補償限度額	免責金額	補償限度額
身体賠償 (対人)	1事故 1,000円	1人 5,000万円 1事故 5億円	1事故 1,000円	1事故 3億円
財物賠償 (対物)		1事故 1,000万円		
受託物賠償	1事故 5,000円	1事故 500万円		

※ 生産物賠償（食中毒事故等の賠償）については、身体賠償、財物賠償とも保険期間中の補償限度額は、それぞれ1事故の限度額と同額となります。

また、受託物賠償についても、保険期間中の補償限度額は、1事故の限度額と同額となります。

損害賠償事故の具体的な事例

- ① キャンプファイヤーの火が飛散し、参加者がヤケドを負った。
- ② 参加者に提供した飲食物が原因で食中毒が発生した。
- ③ 盆踊りのやぐらが倒れて下敷きになり参加者がケガをした。
- ④ 自転車教室で教室所有の自転車の整備不良のため参加者が転倒してケガをした。
- ⑤ 子ども会のハイキングで川遊びをしていた児童が指導者の不注意により、深みにはまり死亡した。
- ⑥ カラオケ大会で第三者から借りたカラオケ設備を壊した。
- ⑦ こども祭りをを行うために第三者から借りていた遊具が盗まれた。

(2) 傷害事故

市民活動中に、市民団体の指導者及びその構成員若しくは市民活動実践者又は参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により、負傷したり、死亡したり、又は後遺障害が生じた場合の事故を補償するものです。

※ 会場（集合、出発又は解散の場所を含む。）と自宅との通常の経路における往復途上の事故も対象となります。

※ イベントの見物人、観客等は傷害事故の対象になりません。

区分	補償額
死亡補償 (傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき)	1人 200万円
後遺障害補償 (傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき)	1人 6万円～200万円
入院補償 (事故の日からその日を含めて180日以内の入院で180日が限度)	1人 1日 3,000円
手術補償 (事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術)	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍、20倍又は40倍の額
通院補償 (事故の日からその日を含めて180日以内の通院で90日が限度)	1人 1日 2,000円

※ 入院・通院補償は1日目から給付します。

※ 入院・通院補償の支払いは、入院・通院合わせて180日が限度となります。

傷害事故の具体的な事例

- ① ボランティア活動で廃品回収中、廃品の中に混入していたガスボンベが爆発し失明した。
- ② 子ども会のソフトボール大会で審判をしていた指導者が空振りしたバットに当たり負傷した。
- ③ 子ども会でハイキング中、先頭を歩いていた指導者が足を踏み外して、崖から転落して負傷した。
- ④ 野外活動中、ボランティアが交通事故にあい死亡した。
- ⑤ ボランティアの研修旅行で宿泊中、火災事故により死亡した。

(3) 特定疾病事故

次のア、イのいずれかに該当する事故を補償するものです。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除きます。

ア 被補償者が急性心疾患（心筋梗塞、急性心不全等）、急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を原因として、市民活動中に死亡し、又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合

イ アの規定による疾患又は熱中症等以外の疾患を、被補償者が市民活動中に発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合

区分	補償額
死亡補償	1人 50万円

対象とならない主な事故

(1) 賠償責任事故の場合

指導者等の故意、戦争、変乱、暴動、騒擾^{そうじょう}、及び地震、噴火、津波、洪水、高潮などによる事故の他に次のような場合があります。

- ・ 市民団体の指導者等及び構成員が、所有、使用または管理する自動車に起因する事故
- ・ 施設の建設、修繕などの工事に起因する事故
- ・ 同居の親族に対して負担する賠償責任
- ・ 現金、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗難による事故

(2) 傷害事故の場合

指導者等の故意、戦争、変乱、暴動、騒擾^{そうじょう}、及び地震、噴火、津波などによる事故の他に次のような場合があります。

- ・ 心神喪失によって被った傷害
- ・ 自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒酔運転、無資格運転中によって被った傷害
- ・ 他覚症状のない腰痛、むちうち症
- ・ 凍傷、靴ずれ、しもやけなど

(3) 特定疾病事故の場合

- ・ 急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為による事故

(4) その他事故について

- ・ 市が契約した保険の保険約款において対象とされない事故については、補償金が支払われません。（海外での事故など）

(5) 適用が除外される主な活動について

- ・ 専ら自らのために行うスポーツ、文化及び芸術活動
- ・ 山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、ハングライダー搭乗、スカイダイビング、超軽量動力機搭乗その他これらに類する危険な活動
- ・ 自転車、自動車による競技、競争、試運転等の活動
- ・ 自助活動（市民活動団体等団体内部での懇親又は、個人の趣味等を目的とした活動）

※ 上記の対象（内容）以外に係わらず、事故が発生した場合、所管課にご連絡ください。

市に関する特例

この補償制度は、市、草加八潮消防組合及び公益法人が行う事業または活動のうち市民活動に類するもので、市民が直接参加するもの並びに市長から委嘱を受けて行う市民活動に類するものにも適用します。

申込方法

補償制度の適用を受けようとする市民団体の代表者や市民活動実践者は登録申請書を所管課に提出し、登録してください。

※ 一度登録すると、次年度以降についても自動的に継続します。

※ 登録内容に変更が生じた場合は所管課へ連絡してください。

事故が起きたら

- ① 市民団体の代表者及び市民活動実践者は、直ちに所管課へ連絡してください。
- ② その後、速やかに事故報告書を所管課に提出してください。
- ③ 事故が市民活動中の事故であると判定され、適用が決定された場合、補償金の請求ができます。

事故を起こさないための１０ヶ条

市民活動を行うときは、次のことに注意して事故を起こさないように努めてください。

- ① 事故防止に関する注意を全員に徹底したか。
- ② プログラムに無理はないか。
- ③ 活動の場所やコースの安全確認はしたか。
- ④ 使用道具などの点検はしたか。
- ⑤ 監督者、指導者は十分な人数を確保しているか。
- ⑥ 責任の所在と分担は明確化されているか。
- ⑦ 緊急時の体制はできているか。
- ⑧ 参加者の健康状態は大丈夫か。
- ⑨ 活動にあった服装をしているか。
- ⑩ 参加者名簿と参加者のチェックはしたか。

「草加市市民活動災害補償制度ご案内」

平成28年4月1日 更新

お問い合わせ

草加市立市民活動センター

〒340-0023 草加市谷塚町752番地

TEL 048-920-3580 FAX 048-925-1872

E-mail simin-katudo@city.soka.saitama.jp